

市町村域における公益的な取組支援について

埼玉県社会福祉法人経営者協議会、埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会、県社協の3者が一体となり、市町村域における地域の公益的な取組の促進を支援し、各市町村社協と社会福祉施設によるネットワーク構築、連携・協働の活性化、各種支援事業の充実強化を図る。

①活動助成

社会福祉施設・市町村社協を含む複数法人により実施される取組への助成
上限10万円×10団体(複数法人)

②個別支援

相談・訪問等による、法人連絡会の立ち上げや取組の検討・実施に向けた支援

③情報交換会

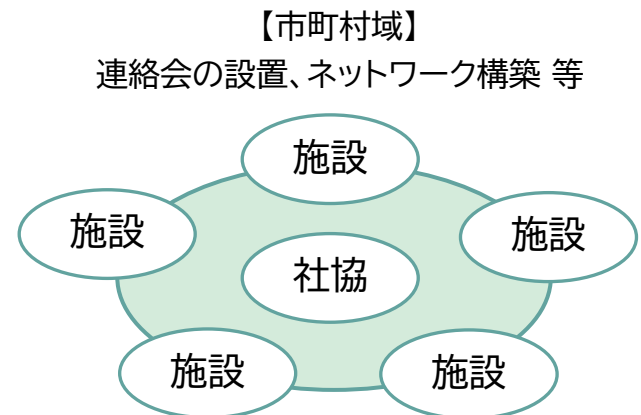
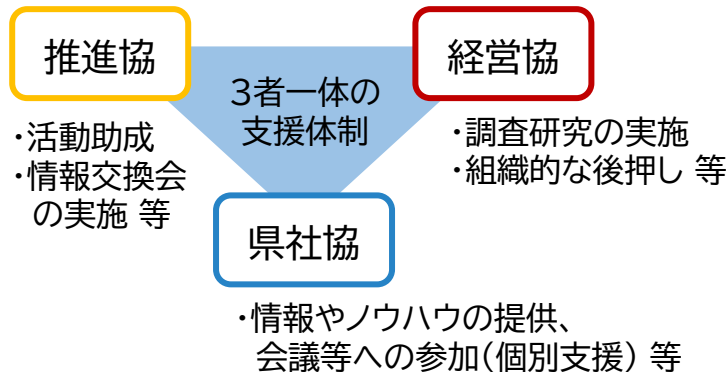
市町村社協・施設を対象に先駆的事例の共有や情報交換の実施

【R5支援状況】

①活動助成:1団体

(寄居町社会福祉法人福祉施設等連絡会議)

②個別支援:6社協、1施設



市町村域における公益的な取組支援について

令和6年度 市町村域の公益的な取組支援事業 実施要領(概要)

1 支援内容

県社協、県経営協と連携し、以下の支援を行う。

- (1) 取組の検討・実施に向けた個別支援
- (2) 取組に対して必要な費用の助成
- (3) その他、会議・研修等の開催

2 対象事業

推進協会員の社会福祉施設・市町村社協を含む複数法人により実施される以下の取組

- (1) 公益的な取組実施の検討・準備を目的とした
会議・研修

例: 複数法人の連携による公益的な取組の検討会議
連絡会の設立に向けた勉強会、研修、視察 等

- (2) 地域の福祉課題の解決などに向けた公益的な
取組の実施及び拡充

例: 彩の国あんしんセーフティネット事業の連絡会議
フードパントリーや学習支援など直接的な支援の取組
サロン・居場所づくり等を行う団体との協働による拡充
生活福祉資金の借受人や相談者等へのフォローアップの取組
参加法人や協力団体の増加に向けた広報活動 等

3 対象経費

- ・ 賃借料
- ・ 諸謝金、旅費
- ・ 通信運搬費
- ・ 印刷製本費
- ・ 消耗品費
- ・ その他、会長が必要と認めた費用

5 助成

- ① 1回目の申請

助成上限額 1団体(複数法人)あたり10万円
※本会会員施設・社協が複数ある場合は、上限に
1施設・社協あたり1万円を加算することが可能

- ② 2回目以降の申請

助成上限額 1団体(複数法人)あたり10万円
※事業にかかる必要対象経費総額の2分の1まで
※本会会員施設・社協が複数ある場合は、上限に
1施設・社協あたり1万円を加算することが可能

- ③ 助成回数

助成をうけることができるのは1年度につき1回
最大3回まで

6 申請期限

令和7年2月28日(金)まで

詳細については推進協HP
「会員用ページ」を確認ください。
会員用ページのID・PWが不明な場合
は事務局までご連絡ください。



推進協10周年記念事業の実施について

- ・平成26年6月に推進協が設立されてから、令和6年度で10年を迎える。
- ・記念事業を通して事業周知・PRを図り、社会貢献活動の更なる発展を目指すことを目的とする。

①記念式典の開催

日にち・会場

令和6年11月22日(金)

彩の国すこやかプラザセミナーホール

13時30分～16時(予定)

内容

来賓挨拶、感謝状・表彰状の贈呈

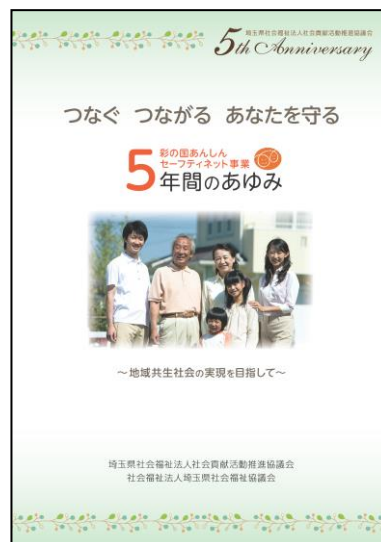
記念講演(シンポジウム)



5周年式典の様子

②記念誌の発行

会員施設・社協、関係機関等に配布



5周年記念誌